

# 麦 共 済

## 契約のしおり

### 目 次

#### 重要事項説明書

- 1 契約締結前における確認事項 ..... P 1
- 2 契約締結時における注意事項 ..... P 5
- 3 個人情報の取り扱い ..... P 6
- 4 重要事項の説明 ..... P 7



この冊子は、ご契約についての重要なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき大切に保管してください。

また、加入の手続き後に当組合より送付される「加入承諾書兼払込通知書」をご確認いただき、加入申請内容等がご希望に沿った内容となっていない場合には、速やかに加入手続きを行った農業共済組合まで申し出ください。

# 麦共済の重要事項説明

この資料は、埼玉県農業共済組合事業規程における麦共済に係るポイントをまとめたものです。ご加入前にご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえお申し込みください。

マークの  
ご説明

契約概要

共済制度の内容をご理解いただくための事項

注意  
喚起情報

ご契約に際して加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください

## 1 契約締結前における確認事項

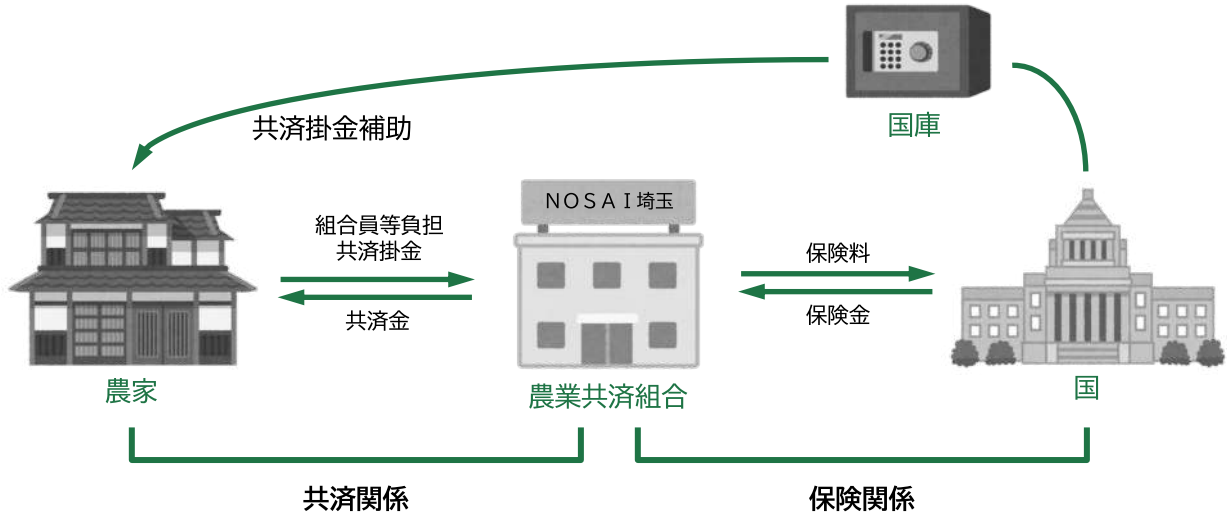
### 麦共済の仕組み

契約概要

注意  
喚起情報

農業は自然災害や病虫害などによって被害を受けやすい産業であり、全ての農業者が様々な災害の危険にさらされていると言えます。麦共済は、災害に備えて組合員が共済掛金を出し合い、国も共済掛金の半分以上を負担することにより、被害を受けた組合員に対して共済金を支払い、損害の補填によって農業経営の安定を図ることを目的とした制度です。なお、加入資格は当組合の組合員または水稲・陸稲・麦の耕作面積の合計が10アール以上の農業者となります。

また、加入申込期間は、10月20日から11月10日となります。



### 共済責任期間

契約概要

注意  
喚起情報

発芽期から収穫期までの期間となります。



風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雪害、雨害湿潤害、冷湿害、土壌湿潤害、地震、落雷、噴火、地すべりなど気象上の原因による災害の他、火災、病虫害及び鳥獣害により生じた減収（災害収入共済方式にあつては減収かつ品質低下に伴う生産金額の減少）に対して共済金を支払います。

## 加入方式

加入方式は、麦の種類（小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦）ごとに下記の中から選択できます。

### 災害収入共済方式

加入者ごとに、品質を加味した収穫量が基準（平年）収穫量を下回り、かつ生産金額が基準生産金額の9割（または8割、7割）を下回ったときに共済金を支払う方式です。

<加入資格者>

麦の種類別に原則5年間の出荷データが提供でき、今後もおおむね全量をJA等へ出荷する者または、青色申告書およびその関係書類により収穫量および品質が適正に確認できる者。

### 全相殺方式

加入者ごとに、基準収穫量から実収穫量を差し引いて得た数量（減収量）が基準収穫量の1割（または2割、3割）を超えたときに共済金を支払う方式です。

<加入資格者>

麦の種類別に原則5年間の収穫量が、JA等乾燥調製施設における計量結果や売渡数量の調査（乾燥調製施設に搬入されないものについては、検見または実測）または、青色（白色）申告書およびその関係書類、確定申告関係書類およびそれに付随する帳簿等により適正に確認できる者。

### 半相殺方式

加入者ごとに、被害耕地の減収量の合計が、その組合員等の基準収穫量（耕地ごとの基準収穫量の合計）の2割（または3割、4割）を超えたときに共済金を支払う方式です。

### 地域インデックス方式

加入者ごと及び市町村ごとに、共済事故による損害が発生し、かつその年産の統計単収が基準統計単収の9割（または8割、7割）を下回るときに共済金を支払う方式です。

## 一筆半損特約が付加できます

加入者の選択により、付加することができる特約です。共済事故により収穫量が耕地別基準収穫量の5割に達しないと認められる耕地に対し、該当耕地の基準収穫量の2割を共済減収量として共済金をお支払いします。（各方式の最高補償に加入の場合）

◎ 「一筆全損特例」は全ての方式に備わっております。共済事故により全損したほ場に対し、基準収穫量の7割を共済減収量として共済金をお支払いします。（各方式の最高補償に加入の場合）

麦共済の補償額は、麦の種類ごとに加入方式に応じて下記の式で設定されます。補償割合およびkg当たり共済金額（注1）は加入者により選択可能です。低い割合や金額を選択した場合掛金は安くなりますが、被害が発生した際には補償から外れてしまう場合や、共済金額が低くなる場合がありますのでご注意ください。

## ○共済金額（補償額）

加入方式	補償額の設定方法
災害収入共済方式	共済金額＝基準生産金額の40%以上共済限度額以下の金額の範囲内で 組合員が申し出た金額 ※共済限度額＝基準生産金額×補償割合
全相殺方式 半相殺方式	共済金額＝基準収穫量×補償割合×kg当たり共済金額
地域インデックス方式	共済金額＝基準収穫量×補償割合×kg当たり共済金額 (市町村別)

## ○補償割合（加入方式ごとに選択可）

加入方式	補償割合	全損耕地補償割合	半損耕地補償割合（特約）
災害収入共済方式	90%	70%	70/100
全相殺方式	80%	60%	50/100+20/100×6/7
地域インデックス方式	70%	50%	50/100+20/100×5/7
半相殺方式	80%	70%	70/100
	70%	60%	50/100+20/100×6/7
	60%	50%	50/100+20/100×5/7

## ○支払開始割合

加入方式	支払開始割合	全損耕地支払開始割合	半損耕地支払開始割合（特約）
災害収入共済方式	10%（90%補償）	30/100	30/100
全相殺方式	20%（80%補償）	40/100	50/100-20/100×6/7
地域インデックス方式	30%（70%補償）	50/100	50/100-20/100×5/7
半相殺方式	20%（80%補償）	30/100	30/100
	30%（70%補償）	40/100	50/100-20/100×6/7
	40%（60%補償）	50/100	50/100-20/100×5/7

# 共済掛金の仕組み

共済掛金は危険段階別掛金率、補償割合、kg当たり共済金額、および一筆半損特約の有無等により加入者ごとに算出し、その共済掛金の1/2以上は国庫より補助されます。

なお、危険段階別掛金率は各組合員の過去の損害率によって決定します。

加入者が負担する掛金

=

〔 共済金額  
[補償金額] × 共済掛金率 〕 - 国庫負担額

注) その他事務賦課金をご負担していただきます。

(注1) 毎年国から告示される1kg当たりの共済金額です。

共済掛金等は指定いただいた金融機関で口座振替をします。口座振替日は、加入承諾書兼払込通知書に記載された日付となります。必ず振替日前日までに金融機関口座にご用意ください。

なお、支払期限は2月末日です。期限内に納入が確認されなかった場合には、引受解除となりますのでご注意ください。

## 共済金の支払い（最高補償を選択した場合）

### 災害収入共済方式

加入者ごとにその年の品質を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が共済限度額を下回ったときに共済金を支払います。

$$\text{支払共済金} = \left( \frac{\text{基準生産金額} \times \text{共済限度割合} - \text{生産金額}}{\text{9割}} \right) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済限度額}}$$

**生産金額の減少額**

### 全相殺方式

加入者ごとに基準収穫量から実収穫量を差し引いた数量（減収量）が、基準収穫量の1割を超える減収が生じたときに、共済金を支払います。なお、加入者の青色（確定）申告関係書類またはJA等第三者が乾燥調製を行った結果データによる収穫量を使用します。

$$\text{支払共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \left[ (\text{基準収穫量} - \text{当年収穫量}) - \text{基準収穫量} \times \text{支払開始割合} \right]$$

**減収量**

### 半相殺方式

加入者ごとにその年の基準収穫量の2割を超える減収となったときに、共済金を支払います。なお、被害耕地ごとの農家申告見込収穫量をもとに評価担当者が現地調査した結果を加味して減収量を算出します。

$$\text{支払共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \left[ \left( \frac{\text{被害耕地の耕地別基準収穫量} - \text{被害耕地の当年産収穫量}}{\text{合計}} \right) - \text{基準収穫量} \times \text{支払開始割合} \right]$$

**減収量**

### 地域インデックス方式

加入者ごと市町村ごとにその年の統計調査による統計単収がその年の基準単収の9割を下回った数量に面積を乗じて、共済金を支払います。

$$\text{支払共済金} = \text{kg当たり共済金額} \times \left[ \left( \frac{\text{基準統計単収} - \text{当年産統計単収}}{\text{引受面積}} \right) - \text{基準収穫量} \times \text{支払開始割合} \right]$$

**減収量**

（注2） 加入時に設定した、出荷規格ごとの1kg当たりの価格に規格ごとの出荷数量等を乗じて算出します。

## 2 契約締結における注意事項

### 通知義務

注意  
喚起情報

以下の異動があった場合、速やかに農業共済組合へご連絡ください。

- ① 共済目的の譲り渡し。
- ② 収穫適期前の刈取り又はすき込み。
- ③ 共済目的が他の類区分に該当することとなる栽培方法等の変更。
- ④ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る出荷計画の変更。
- ⑤ 加入申込書又は変更届出書に記載した事項。

また、麦にかかる畑作物の直接支払交付金（数量払い）の交付申請状況に変更が生じた場合、共済責任期間終了後であっても共済掛金等が変更される場合があります。事前に交付状況が把握できる場合は、速やかにご連絡ください。

### 事故発生通知および損害通知

注意  
喚起情報

#### 事故発生通知

共済事故が発生した際は、速やかにその旨を農業共済組合へお知らせください。

#### 損害通知

共済事故の支払いを受ける損害がある場合は、農業共済組合が指定する時期までに以下の内容をご通知ください。

災害収入共済方式	災害の発生日、災害の種類、全損耕地の該当有無、収穫予定月日、出荷予定月日、農業協同組合等に出荷しない耕地等の該当の有無
全相殺方式	災害の発生日、災害の種類、全損耕地の該当有無、収穫予定月日、搬入予定月日、乾燥調製施設に搬入しない耕地等の該当の有無
半相殺方式	災害の発生日、災害の種類、全損耕地の該当有無、申告収穫量
地域インデックス方式	災害の発生日、災害の種類、全損耕地の該当有無
一筆半損特約を付加した場合	半損以上耕地の該当有無

### 収入保険への移行に伴う解除

契約概要

注意  
喚起情報

農業共済と収入保険は同時に加入することはできません。ただし、収入保険に加入する際は、共済関係を解除することができます。その場合、共済掛金は全額、事務費賦課金は当該解除の日の翌日以降に、共済責任期間の未経過部分を月割で計算した金額を返還します。

解除の際は書類の提出が必要となります。

## 共済関係の解除

注意  
喚起情報

以下の事項に該当した場合、共済関係解除の可能性ありますのでご注意ください。

- ① 農作物共済の申込みの当時、共済関係が成立することにより填補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この組合が告知を求めたものについて故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をした場合。
- ② 組合員が正当な理由がないのに共済掛金等の払込みを遅滞した場合。
- ③ 組合員が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合。
- ④ 組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合。
- ⑤ 組合員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合。
- ⑥ その他、この組合の組合員に対する信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由。

## 事業規程について

注意  
喚起情報

農業共済のご契約は、埼玉県農業共済組合事業規程に基づきます。

事業規程の内容は、埼玉県農業共済組合ホームページ（<http://nosai-saitama.jp/>）の「ディスクロージャ」に掲載しておりますので、ご確認ください。

「埼玉県農業共済組合」又は「NOSAI埼玉」でご検索ください！

NOSAI埼玉



## 3 個人情報取り扱い

注意  
喚起情報

ご加入の内容、加入申込書等記載事項やその他知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当農業共済組合（以下「組合」という。）が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

当組合は、農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国、地方公共団体、JA等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

## 様式第1号の1 農作物共済

### 重要事項の説明書

この説明書は、「金融商品の販売に関する法律」の施行に基づき、農業共済事業に御加入いただくにあたり、加入者の皆さんに、農業共済事業の特徴やリスクを御理解いただくために作成したものです。

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと組合と国の2段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、御了解のうえお申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき管理やその他損害防止を怠った場合。
- (2) 損害防止のために特に必要な処置の指示に従わなかった場合。
- (3) 共済目的の譲渡し、収穫適期前の刈取り又はすき込み、栽培方法等の変更、品質方式及び災害収入共済方式の場合にあつては、出荷計画の変更の通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
- (4) 共済事故の発生及び、共済金の支払いを受けるべき損害があると認められるのに農業共済組合への通知を怠り、又は悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
- (5) 正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の払込みを遅滞した場合。
- (6) 加入申込みの際、申込み内容について、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をした場合。
- (7) 栽培方法に应ずる区分が定められている農作物について、引受区分以外の栽培方法に変更した結果、生じた損失の額。
- (8) 植物防疫法により、移動が禁止されている植物等を持ち込んだことによって生じた損失の額。
- (9) 農業共済組合の財務状況によっては、お支払いする共済金が削減されることがあります。

農業共済事業は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るべく実施されている事業です。以下、農業共済事業を御紹介いたします。

- 農作物共済（水稻・陸稻・麦）
- 家畜共済（牛・馬・豚）
- 果樹共済（なし・ぶどう）
- 畑作物共済（大豆・スイートコーン・茶・蚕繭）
- 園芸施設共済（特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物）

この重要事項の説明書の了承は、加入申込書兼変更届出書の提出をもって、御了承いただく旨よろしくお願いいたします。

#### 【お問合せ先】

<b>本所</b>	〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340 TEL 048-645-2141 FAX 048-645-2144	<b>本庄支所</b>	〒367-0046 本庄市栄3-8-20 TEL 0495-21-0255 FAX 0495-22-1587
<b>中部統括支所</b>	〒350-0011 川越市大字久下戸3523-1 TEL 049-235-8711 FAX 049-235-8713	<b>秩父支所</b>	〒368-0013 秩父市永田町1-8 TEL 0494-22-0647 FAX 0494-23-0689
<b>東松山支所</b>	〒355-0035 東松山市大字古凍28-1 TEL 0493-22-0655 FAX 0493-22-0840	<b>東部統括支所</b>	〒361-0012 行田市大字下須戸913 TEL 048-559-1588 FAX 048-559-1578
<b>上尾支所</b>	〒362-0005 上尾市大字西門前523-1 TEL 048-779-6911 FAX 048-779-6917	<b>宮代支所</b>	〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1 TEL 0480-32-1015 FAX 0480-32-5432
<b>北部統括支所</b>	〒360-0843 熊谷市三ヶ尻322 TEL 048-533-8030 FAX 048-533-8040	<b>越谷支所</b>	〒343-0011 越谷市増林2-82 TEL 048-965-7251 FAX 048-965-7252